

(別記)

令和5年度 行方市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

行方市は、茨城県の東南部にあり首都圏から約70km、水戸から約40kmに位置している。霞ヶ浦と北浦に挟まれた地域であり、耕地の水田については、両湖岸に面する平坦地と台地に入り込んだ谷津田からなっている。

水稻以外の主要作物は、レンコン・セリ・施設園芸作物等の栽培である。転作作物の作付については、湿田が多く条件的には不利な状況であるため、北浦湖岸の肥沃な泥炭性の土を活かしたレンコンの栽培が多く行われている。

こうした中、水田イチゴやセリについては、茨城県の銘柄産地として市場性を高めつつある。近年の水田作経営の特徴は、水稻作物だけから成ることは稀であり、畑地を含めて多様な作物を取り入れ農業経営の発展を図る周年農業就業体制が作り上げられている。そのため、四季を通して多品目の野菜が生産され、そのほとんどが首都圏等に出荷される都市近郊型農業として発展してきている。

しかし、農業従事者の高齢化・後継者不足による不作付地が増大しているため、担い手の育成・確保が求められる。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

行方市の水田の特徴である湿田地帯の泥炭性の土を生かし、引き続きレンコン・セリ等の湛水性野菜を中心に引き続き推進していく。また、「行方市6次産業化推進計画」に基づき、行方市ブランド戦略室との連携を取り、作物のブランディング等を進め高付加価値化を図っていく。

生産者の高齢化を見据えて、労働負荷の軽減（大規模・機械化農業の推進）と企業連携による収入安定化を実現する新たな作物（加工適正のある作物など）の導入による経営安定対策なども検討していき、持続的な産地づくりを目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

農業従事者の高齢化・後継者不足による不作地が増大しているため、農地の集積・集約化、低コスト生産技術の導入を図り、経営改善や地域の課題解決に率先して取り組む意欲ある、担い手の育成・確保が求められる。

農地の貸付け等の意向や、農地中間管理機構の活用、農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

水稻の作付を行われていない水田については、現地確認時に状況を把握し、畑地化の可能性を検討する。

転作作物について、麦・大豆・飼料用米と地域のほ場の条件に合うものを選択し、ブロックローテーションによる収量、品質の向上等、計画的な転作作物の作付を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

「売れる米確立」を念頭においた取り組みの中で、堆肥施用徹底による土づくり確立や稲作基本栽培技術の励行など、高品質米生産のための意識高揚を目的とした啓発・指導を展開し、「収量重視」の考え方から「品質重視」への転換を図り市場でのブランドイメージを確立させる。

（２）備蓄米

畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進し、需要に応じた生産量を確保していく。

（３）非主食用米

ア 飼料用米

過剰な主食用米の作付計画や、不作付けによる生産調整の実施への対応として、飼料用米を転作作物の中心作物に位置づけ、飼料用米への誘導を図り、生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した多収品種の導入推進、団地化の推進を図る。また、販売単価が低いことから、生産性向上のための団地化の取組及び低コスト化の取組としてフレコン出荷や疎植栽培等を推進しながら、作付の拡大を図る。

イ 米粉用米

需要が限られているため、製粉業者等実需者が求める需要に応じた品種（笑みたわわ等）へ転換するとともに、産地交付金を活用し、複数年契約による安定生産・安定供給及びコスト削減技術の導入、規模拡大などさらなる生産性の向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

米の消費量が減少している中で、米価を維持・向上させ経営の安定化を図るため新市場開拓用米の生産拡大を推進し、主食用米の過剰作付の解消を図る。

エ WCS 用稲

過剰な主食用米の作付計画、また、不作付けによる生産調整の実施への対応として、WCS用を転作作物の中心作物に位置づけ、WCS 用稲への誘導を図る。

また、生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した多収品種の導入推進を図るとともに、販売単価が低いことから、生産性向上のための団地化の取組及び低コスト化の取組として専用品種の導入や疎植栽培等を推進しながら、作付の拡大を図る。

オ 加工用米

J A等への系統出荷が主な需要先（冷凍米飯、製粉、酒造等の加工業者）であることから、地元集荷業者等と連携し複数年契約（３年間）を推進しながら、栽培面積の拡大を図る。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦、大豆は、基幹となる畑作物であり、かつ、水田フル活用に向けた取り組みを推進する上でも欠くことのできない作物であり、水田農業者の後継者不足による不作付け地解消のためにも、大規模農家への土地利用集積を進め、作付地の団地化及び作物の適正管理に努めることにより品質の向上や生産コストの向上を図りながら転作作物として更なる作付の拡大を図る。このため大規模担い手農家、農地法人等の育成・強化を図り、生産技術レベルの一層の向上を進める。麦においては、品質の向上と実需者ニーズに応じた生産・販売計画をすすめる。また、大豆においては地域の需要量に基づく生産を行う。さらにこれらの事業推進に必要な基本整備について、一層の推進を図っていく。

飼料作物は、地元畜産農家との連携を推進及び自家利用としての取組する事により需要先を確保し飼料自給率向上につながる取組として作付の現状維持を図る。

（５）地力増進作物

連作障害、地力低下を回避するためナツカゼ・シロツメクサ・レンゲの地力増進作物を取り入れた有効な輪作体系に基づいた土地利用を進める。

(6) 高収益作物

地域の特性を活かした作物の振興を基本として、産地の大型化や計画生産及び出荷に効率的に対応するため、生産集団や担い手農家による遊休農地の利用促進及び定着を図っていく。施設野菜は、周年出荷体制を確立するとともに、栽培面積の拡大と品質の向上を図る。また、出荷調整作業の機械化により省力化を図る。消費者との交流等を図り、販売確保に努める。

花き・花木については、バラ・鉢物類・種苗を振興品目とし生産拡大を行う。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位：ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1920.9		1,856.0		1,856.0	
備蓄米						
飼料用米	91.6		80.0		80.0	
米粉用米	0		20.0		20.0	
新市場開拓用米	26.7		32.0		32.0	
WCS用稲	14.3		20.0		20.0	
加工用米	159.7		160.0		160.0	
麦						
大豆	0.3		0.2		0.2	
飼料作物	5.6		5.6		5.6	
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物	0.6		1.0		1.0	
高収益作物	358.1		375.0		375.0	
・野菜	62.4		65.0		65.0	
・花き・花木	9.1		10.0		10.0	
・果樹						
・その他の高収益作物	286.6		300.0		300.0	
畑地化	0		130.4		130.4	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値R5
1	WCS用稲(基幹作)	WCS用稲の収益力向上 の取組に対する支援	WCS用稲収益力向上の 取組面積	(4年度)14.3ha	(5年度)20.0ha
2	加工用米(基幹作)	加工用米の複数年契約 に対する支援	加工用米複数年契約面 積	(4年度)153.4ha	(5年度)160.0ha
3	野菜全般、花き・花木、 その他(湛水性野菜)(基幹 作)	高収益作物支援	高収益作物作付面積	(4年度)204.8ha	(5年度)210.0ha
4	飼料用米・米粉用米(基幹作)	飼料用米・米粉用米の収 益力向上の取組に対す る支援	飼料用米・米粉用米の収 益力向上の取組面積	(4年度)91.6ha	(5年度)100.0ha
5	新市場開拓用米(基幹作)	米の新市場開拓	新市場開拓用米の収益 力向上の取組面積	(4年度)26.7ha	(5年度)32.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:行方市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	WCS用稲の収益力向上の取組に対する支援	1	12,000	WCS用稲	別添1取組条件のどれか1つを行っていること。(専用品種等)
2	加工用米の複数年契約に対する支援	1	5,000	加工用米	複数年契約(3年以上) 令和3年度以降に複数年契約を結んでいること。
3	高収益作物支援	1	1,500	野菜全般、花き・花木、 その他(湛水性野菜)	高収益作物を作付し収穫・販売する取組。
4	飼料用米・米粉用米の収益力向上の取組に対する支援	1	5,000	飼料用米・米粉用米	別添1の取組条件のどれか1つを行っていること。(疎植栽培等)
5	米の新市場開拓	1	12,000	新市場開拓用米	別添1の取組条件のどれか1つを行っていること。(疎植栽培等)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

別添1

WCS用稲・飼料用米・米粉用米及び新市場開拓米の取組条件の詳細

○取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて行方市農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。

○取組の具体的内容はすべて交付申請者が取組むこととする。また、下記「取組条件」の項目に作物の明示がしてあるものについては当該作物限定の取組とする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付を行ったほ場のみとする。

○いずれか1つに取組めば対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等
WCS用稲専用品種の導入 (WCS用稲として取組む場合のみ)		(稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル掲載品種(令和2年3月)及び令和5年播種用飼料イネの栽培と品種特性掲載品種) うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか(全21品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書
飼料用米専用品種の導入 (飼料用米として取組む場合のみ)		(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日付け4農産第5189号)別紙1別表品種) いわだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、垂細垂のかおり、知事特認品種(月の光、あきだわら)(全23品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書
米粉用米専用品種の導入 (米粉用米として取組む場合のみ)		(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日付け4農産第5189号)別紙2別表品種) 北瑞穂、ふくのこ、ミメホナカフ、笑みたわわ、垂細垂のかおり、ほしのこ、こなだもん、越のかおり、あみちゃんまい(全9品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書
コスト低減のための取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子 ・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した堆肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ・堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発行させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん・地力増進方において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カスサイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	【施肥の低コスト化】 側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真 ・専用機械の所有
	流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込み。	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から2週間以上。	・作業日誌
	フレコン出荷	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・自家利用での作業の効率化のためにフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票 ・専用機械の所有
連坦化		・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿
人・農地プランに掲げられた担い手で農地を集積していること		・各地域における農業の担い手で農地の集積をしていることにより労働時間の短縮、生産コスト削減ができる。	・人・農地プラン ・営農計画書